

茨木市子ども読書活動推進計画

—子どもと本の出会いのために—

平成17年(2005年)3月

茨 木 市

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、知識を広げ、表現力や創造力を豊かにするものであり、子どもが感性を磨きながら生きる力を身につけ、健やかに成長していくうえで欠くことができないものです。

国は読書の重要性を考え、平成12年(2000年)を「子ども読書年」と定めるとともに、翌年の平成13年(2001年)には、議員立法により、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、子どもの読書活動の推進についての基本理念や、読書環境の整備における国や地方公共団体の責務が明らかにされております。

このような経過から国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、また、大阪府は、平成15年(2003年)1月に「大阪府子ども読書活動推進計画 - 大阪府子ども読書ルネッサンス - 」を策定いたしました。

本市におきましては、中央図書館及び4つの分館、7つの分室を中心とする市内全域の図書館サービスを実施し、早い時期から子どもの読書活動を推進するとともに、市内小・中学校間のパソコンによる資料検索システムや配本車による物流システムを取り入れるなど、子どもの読書環境を整備するための多くの取組みを展開してまいりました。こうした取組みが評価され、平成15年(2003年)には、優れた子どもの読書活動を実践する図書館として、中央図書館が文部科学大臣表彰を受賞しました。

このたびの「茨木市子ども読書活動推進計画」は、本市の未来を担う子どもたちが健やかに成長できることを願って、これまで以上に、子どもの読書推進活動の取組みを深めるとともに、新たな活動を展開するための指針として策定したものであります。

この計画に掲げる様々な事業を推進するためには、家庭・地域・学校等あらゆる場面で大人が主体的となり、互いに連携して事業を進めることが最も必要であると考えております。今後は、子どもの読書推進のための活動を着実に進めてまいりますので、市民の皆様には、地域社会全体が連携して、本計画の実現が図られますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成17年(2005年)3月

茨木市長 野村 宣一

目 次

第1章	国及び府の動向	1
1	国の動向	1
2	大阪府の動向	2
第2章	子どもの読書活動の推進のための基本方針	3
1	子どもの読書活動の意義	3
2	子どもの読書活動の現状	4
3	茨木市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	5
第3章	子どもの読書活動の推進のための取組み	7
1	乳幼児期における現状と取組み	7
2	学校における現状と取組み	9
3	図書館における現状と取組み	12
4	地域の公共施設等における現状と取組み	15
5	今後の家庭・地域・学校の連携について	16
	資料（用語解説）	17
	資料（茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱）	23
	資料（子どもの読書活動の推進に関する法律）	25

第1章 国及び府の動向

1 国の動向

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の概要

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「法」という。)が、平成13年(2001年)12月12日公布・施行されました。法第1条には、目的として「基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」ことや、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」などが述べられています。また、法第2条には基本理念として「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に、そのための環境の整備が推進されなければならない」と述べられています。

(2) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)の概要

国は、この法律に基づき平成14年(2002年)8月、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年間にわたる計画として、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

【国の基本的な方針】

子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

2 大阪府の動向

(1) 「大阪府子ども読書活動推進計画」

- 大阪府子ども読書ルネッサンス - の概要

大阪府では、「法」の施行や国の計画を踏まえ、子どもの読書活動を推進するために設置した「大阪府子ども読書活動推進会議」における意見を参考に、関係部局の協議のもと、平成15年(2003年)1月に「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定しました。

【大阪府のめざすもの】

子どもの読書活動の推進に取り組むすべての大人たちの連携づくりをとおして、家庭や地域、学校や図書館などさまざまなところで、すべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性ゆたかに育つ読書環境をつくることをめざします。

子ども読書活動推進計画3つの魅力

読書の魅力

子どもたちが読書の魅力を発見できるような取り組みを行います。

図書館・学校図書館の魅力

図書館・学校図書館の魅力を高めて、子どもたちの自主的な読書を支援します。

連携が生み出す力の魅力

子どもの読書活動に関わる団体・組織が連携することによって生み出される力の魅力を共有できるよう支援します。

第2章 子どもの読書活動の推進のための基本方針

1 子どもの読書活動の意義

読書は、人生をより深く生きる力と豊かな人間性を培うための重要な知的作業であり、人格的・精神的に大切な形成期にある子どもに大きな影響力をもたらすものです。しかしながら、映像文化や情報メディアの急速な発達と普及は、子どもの活字離れを加速させ、自分でものを考えずに、断片的な情報を受けるだけの受身の姿勢をもたらしやすいといわれています。

読書をするということは、書かれた文字を読み、言葉を理解し、再構築していくという能動的なものであり、受身的な音楽や映像などと大きく異なります。読書での自発的・能動的な姿勢が、生きる力・創造性・自主性の育成につながり、バランスの取れた思考力を築き、人と人とのコミュニケーションの力をよみがえらせると考えられます。

活字が読めない乳幼児にとっても、おはなしや絵本の読み聞かせは大切な読書活動の一つです。おはなしや絵本の読み聞かせは、語り手と聞き手のコミュニケーションが成立しているときに花開くものであり、一方通行的・機械的な関係では成り立たない能動的なものです。この点からも、乳幼児期における読書活動は、人間形成の発達の最初の段階として大変重要であると考えます。

読書は人から強制されるものではなく、きわめて個人的・内面的なものです。同時に読書は出会いでもあります。必要とするときに、適切な本に出会うことは、人生を変えることさえあります。昨今の子どもの生活や学びの姿を見ると、子どもの読書に関わるすべての関係者は今一度、子どもの読書の意義と手渡す側の責任と役割、そしてその影響力の大きさも併せて認識し、読書のだいご味と楽しさを伝え、自ら本に手を伸ばす子どもを育てることが緊急の課題であると考えます。

2 子どもの読書活動の現状

近年では、子どもはテレビゲーム等の遊び、刺激の強いゲームやビデオに慣れており、乳幼児期においても、家庭で本にふれる機会が少なくなっています。子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、乳幼児期からの環境づくりが重要であり、家族が子どもと一緒に本を楽しんだり、保護者が乳幼児に絵本を読んであげるなどして、無理なく自然に読書に親しむことができるようにしていくことが大切です。なお、親が夢中になって本を読む姿を子どもに見せることも必要なことです。

昭和50年代ごろから言われはじめた児童・生徒の活字離れ、読書離れの様相は、少しずつ変化を見せています。平成16年(2004年)5月の学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によると、1か月間に読んだ本(教科書・参考書・マンガ・雑誌を除く)の平均冊数は、小学生は7.7冊、中学生は3.9冊、高校生が1.3冊であり、中学生と高校生が前年度より大幅に増加しました。小学生は、調査開始以来初めて平均冊数が8冊台になった昨年より、0.3冊低下しましたが、依然高い水準となっています。また、1か月間に1冊も本を読まなかったという子どもの割合は、小・中・高校生とも昨年を大きく下回りました。特に、中学生13%、高校生は16%低下するなど、今回の調査では、本を読まない生徒が大幅に減る結果が出ました。この要因は、平成16年(2004年)は、中・高校生によく読まれた話題作が多く出版されたこともありますが、平成14年(2002年)9月に実施校が、10,000校を突破した「一斉読書活動」の広がりや、学校と「読み聞かせボランティア」等の諸団体との連携による積極的な活動が実を結びつつあると考えられます。他方、そうした活動が乏しく、読書の勧めを受けない子どもはまったく読まないという結果になっていると考えられます。平成15年(2003年)の同調査では、読書をしない児童・生徒は学校や家庭で読書をまったく勧められない割合が、高かったことも報告されています。

このようなことから、子どもの読書活動推進において、周囲の大人の働きかけが大切であり、家庭、保育所、幼稚園及び学校だけでなく、子どもに関わるすべての大人の問題として認識し、地域ぐるみで対処していく必要があるといえます。

3 茨木市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

「法」が制定され、その中では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に、そのための環境整備に努めなければならない」と述べられるとともに、国や地方公共団体の責務が明確にされています。茨木市においても、この法律の趣旨をふまえて、子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書に親しむ機会の提供をはじめとする様々な読書環境の整備に向けた取組みを進め、子どもの読書活動の一層の推進を図るものです。

(2) 計画の実施について

「法」を基本とし、国及び府の基本計画・推進計画を参考とします。この計画は、平成17年(2005年)から実施します。

(3) 計画の基本方針

子どもの読書機会を提供し、読書環境の整備に努めます。

子どもの発達段階に合わせて読書の楽しさを見出し、習慣づけられるように、家庭・地域・学校において積極的に読書の機会を提供します。さらに、乳幼児期からの読書の環境づくりに努めます。

家庭・地域・学校が連携し、子どもの読書活動の啓発・広報に努めます。

子どもの読書活動の推進は、一人ひとりの大人の理解がなくては達成できないものであり、そのためにも市民の間に広く理解と関心を深めることが必要です。家庭・地域・学校が協力しながら、読書の啓発・広報事業などの取組みを進めます。

読書のネットワークづくりを進めます。

市内の子どもの読書に関する機関・団体・個人が対等な関係の中で補完しあいながら連携して推進できるよう、図書館が中心となってネットワークづくりを積極的に進めます。

3 茨木市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

子どもの読書活動の推進に関わる人材の育成を図ります。

子どもの読書活動の推進に関わる人材を新たに育成するとともに、子どもの読書活動の推進に関わる機関・団体の職員、教職員、地域のボランティア等の資質向上を図ります。

茨木市子ども読書活動推進計画

— 4つの基本方針 —

読書機会の提供・読書環境の整備

家庭・地域・学校において積極的に読書の機会を提供します。

乳幼児期からの読書環境を整備するなど、環境づくりに努めます。

啓発・広報

家庭・学校・地域が連携し、読書の啓発・広報事業などの取り組みを進めます。

ネットワークづくり

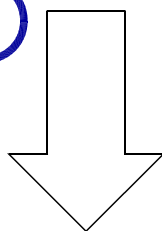
図書館が中心となって読書のネットワークづくりを積極的に進めます。

人材の育成

子どもの読書活動の推進に関わる人材を新たに育成します。

子どもの読書活動の推進に関わる人々の資質向上を図ります。

子ども読書活動推進連絡会



子ども読書活動推進事業

第3章 子どもの読書活動の推進のための取組み

1 乳幼児期における現状と取組み

現 状

保健医療センターでは、1歳8か月児健康診査など集団健康診査の機会を利用して、発達年齢に応じた絵本を展示し、紹介しています。また、4か月児健康診査では大阪府から発行されている乳幼児の絵本を紹介したリーフレットを配布し、早い時期から絵本と出会えるように努めています。

保育所では、0歳児のクラスから絵本に親しむ機会をもっています。絵本との出会いは、子どもの心を豊かに育むことから、毎日、保育士による絵本の読み聞かせを行い、絵本の貸出しも重視しています。絵本の貸出しは、各保育所の実情に合わせて行っていますが、共通する点は親子で楽しめるようにすることです。また、保護者に、子どもが親しんだ絵本のストーリーを紹介することや絵本の楽しさ、大切さを知ってもらうために、「絵本だより」を発行するとともに、保育所内の親子で借りられる絵本コーナーの設置にも工夫をしています。また、地域開放の場では、参加している親子への読み聞かせなどをして、保護者への本に対する啓発活動を行っています。

幼稚園では、幼児期は、絵本のおもしろさや楽しさを知らせる重要な時期であることから、全幼稚園で、毎日1～3冊程度の絵本の読み聞かせや、幼稚園文庫の貸出しを行っています。その読み聞かせについては、昼食後などの時間を利用して、少人数に読み聞かせたりするなど、場の設定や時間帯等にも配慮をしています。幼稚園文庫については、子どもの興味や関心に合わせて貸出しを行っています。また、「絵本だより」等で保護者に読み聞かせの大切さや絵本の楽しさを紹介しているほか、保護者ボランティアや地域のおはなしサークルによる読み聞かせを行ったり、各幼稚園が本に親しめる活動を工夫しています。

図書館では、保護者向けの「図書館通信」を発行したり、乳幼児が施設を利用しやすいように様々な工夫をしています。また、絵本の選び方や読み聞かせの講演会を実施し、乳幼児期における本の大切さを知ってもらうよう啓発活動を行っています。

充実に向けての取組み

(1) 保健医療センターの取組み

乳幼児が利用できる絵本の充実に努めます。

乳幼児健康診査や親子が集う場等いろいろな機会を利用して、図書館と協力しながら絵本の紹介をします。また、図書館の案内など読書に関する情報の提供を行います。

妊婦を対象に子どもの読書についての啓発活動を行います。

1 乳幼児期の現状と取組み

市の関係部局や地域ボランティアとの連携に努めます。

(2) 保育所の取組み

0歳から5歳の各年齢に見合った絵本紹介のコーナーを設置するとともに、絵本の充実に努めます。

子どもへの一斉読み聞かせだけでなく、子どもが選んだ本を保育士が一对一で読み聞かせ時間をもち、本への一層の関心を高めていきます。

実践報告会で、絵本をテーマとした取組みを紹介するなど、保育士の研修に努めます。また、保育所ごとの研修の充実に努めます。

絵本を読む地域のボランティアを積極的に活用します。

地域開放時に絵本の貸出しを継続して実施します。

(3) 幼稚園の取組み

教職員の研修会を実施し、読書指導に対する意識の高揚を図り、読み聞かせの充実に努めます。

幼稚園文庫の貸出し状況を把握し、子どもの読書ニーズに応じた絵本選択に努めます。

講演会・講習会の開催、「絵本だより」等により、保護者の啓発に努めます。

「親子ふれあいタイム」を設定したり、保育参観日を利用するなど、親子で絵本を楽しむ時間を設定します。

保護者・地域と連携して、未就園児の園舎・園庭開放時等を利用したおはなし会や絵本の読み聞かせ会等を実施し、絵本に関する情報の提供に努めます。

(4) 図書館の取組み

市内保育所・幼稚園への団体貸出しの一層の充実に努めます。

地域における子育てサークルや親子交流の場へ、テーマ別の図書リストなどを作成し、積極的に配布するとともに、本だけでなく、様々な子どもや子育て等に関わる情報の提供を行います。

保育所・幼稚園の施設の開放時に、移動図書館が出向き、資料の貸出しができるように努めます。

乳幼児の本や読書に関わる講演会や講座を要望のある地域において行います。

乳幼児を持つ保護者向けの「図書館通信」の一層の充実に努めます。

2 学校における現状と取組み

現 状

本市の学校では、読書活動は子どもが自ら学び、考える力を伸ばすとともに、豊かな感性を育む教育の基盤という考えのもと、司書教諭・図書館担当教員を中心にすべての子どもが読書に親しめるよう、様々な取組みを進めてきました。平成16年度(2004年度)には、市内の小学校の91%、中学校の36%が朝の時間を活用した一斉読書に取り組んでいます。図書資料による調べ学習を効果的に進めるために、教育委員会が茨木市教育研究会と協力して平成15年度(2003年度)に冊子「学校図書館を利用した学び方の手引き」を作成・発行し、全小・中学校で活用されています。読み聞かせやおはなし会など保護者や地域の人々と連携を生かした取組みを進めている学校も増えてきました。

読書環境の整備も進んできました。小学校では一つの学校に二つの図書館があります。一つは物語などの本を置いた図書館です。子どもがリラックスして本を読むスペースや雰囲気づくりの工夫をしています。もう一つは調べ学習のための本を置いた図書館です。そこにはインターネットを利用するためのコンピューターも設置しています。蔵書を管理し、子どもが必要な本を検索できるようなコンピューターシステムも導入されました。平成12年(2000年)9月からは学校図書館ネットワーク事業もはじまり、物流システムにより学校にいながらにして、市立中央図書館から貸出しを受けたり、他の市立小・中学校の本を検索し、借り、調べ学習もできます。各校の図書館図書資料充実のために、文部科学省が示した学級数に基づく図書館図書整備費の積算額を上回る整備費が措置され、蔵書数の増加にも努めています。

これらの取組みの結果、ほとんどの小・中学生は、1か月に1冊以上本を読んでいます。読書が好きな子どもも増え、一斉読書の時間を延長して欲しいと担任に訴える子どももいます。学習でも、わからないことがあればすぐ図書館に行き、本で調べたいという声があがります。子どもの生活に読書活動は確実に広がっています。

今後さらに、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、保護者・地域や市立図書館との連携を生かした幅広い取組みを各学校で進めていくことが必要です。司書教諭、図書館担当教員等を中心に全職員で組織的に進めていきます。

2 学校における現状と取組み

充実に向けての取組み

- (1) 司書教諭・教職員が中心となり図書館ボランティアと協力して学校図書館の充実をめざし、条件整備を行います。

学校で、図書館ボランティアを組織していくため、教育委員会で学校図書館活用活性化モデル校を指定し、有効な支援のあり方を研究します。

教育委員会が図書館ボランティアを対象とした研修を行い、その資質を高めます。

- (2) 朝の時間などを利用した一斉読書の小・中学校100%実施をめざします。

一斉読書の取組みの様子や子どもの読書に対する意識調査を実施し、効果測定を行い、取組みの意義を保護者や未実施校に広めます。

特に、中学校に一斉読書の有効性を、積極的に紹介します。

一斉読書の特色ある活動を紹介し、より充実した取組みを進めます。

- (3) 読書活動の研究・発表の場として「(仮称)子ども読書フェスタ」を開催します。

学校での特色ある取組みの発表や、読み聞かせ・パネルシアター等、子どもにとって魅力ある楽しい実技の講習を行い、学校や家庭での取組みを充実させます。

学校、家庭、市立図書館、学識経験者等の代表者で、読書活動について意見交流し、読書活動の意義をさらに広く啓発します。

家庭で読まなくなった本を生かすため、本の交換会を実施します。

- (4) 教職員の指導力の向上に努めます。

司書教諭が、読書活動を積極的に推進できるように、連絡会を作り、情報交換や研修を進めます。

各学校で、読書活動の年間計画を作成し、読書活動の意義を確認し、全教職員で取組みを進めます。

図書館、ボランティア団体等の専門的な技術を持った方々を学校に招き、読み聞かせ等の研修を実施します。

障害のある子どもの実態に応じた蔵書を整備し、効果的な指導の研究に取り組みます。

(5) より魅力的な学校図書館づくりを進めます。

司書教諭、図書館担当教員、図書館ボランティア等が協力し、子どもがいつでも利用できる図書館をめざします。

子どもの読みたい本、子どもに読ませたい本、問題解決学習に役立つ本をさらに充実させ、各校の蔵書の増加に努めます。

子どもが本を手に取りやすい配架の仕方や、心が和み楽しくなる掲示の工夫等、細やかな配慮が行き届いた学校図書館にします。

(6) 家庭への働きかけを積極的に進めます。

家庭での読書活動を啓発するリーフレットを、教育委員会において作成し、配布します。

学校での懇談会やPTAの会合、青少年健全育成大会等を通じて、家庭での読書の意義を知らせ、親子で本を楽しむ活動や読み聞かせを進めます。

家庭での読書習慣をつけるため、全校で家庭学習に音読も含めた読書を取り入れます。

(7) 子どもの読書の現状を調査します。

子どもの読書活動に関する調査を行い、その結果を通じて子どもの読書環境の整備や読書活動の啓発・広報に役立つ資料を提供します。

茨木市の小・中学生の1か月の読書量(平成16年度調査)

3 図書館における現状と取組み

図書館の子ども読書推進活動

現 状

茨木市の図書館は、市民の情報拠点として中央図書館・4分館・7分室・移動図書館（市内23か所を巡回）が、互いに連携しながら図書館サービスを展開しています。

子どもの本の収集については「茨木市立図書館資料収集方針」（平成8年1996年7月策定）に基づき、長く読みつがれてきた本を中心に、現在の子どもによく読まれる本をできるかぎり幅広く収集するようにしています。

これらの資料を子どもが有効に活用できるように、新刊及び読みつがれてきた本の紹介、特集本コーナーの設置など、様々な取組みを行っています。

また、おはなし会、絵本の読み聞かせ、おもちゃづくり等の行事を行い、読書への導入を図っています。

児童・生徒の調べ学習に対しては、担当司書が連携しながら、電子資料を含めたいろいろな資料を駆使して、支援しています。また、定期的に発行している新刊図書の紹介冊子や、図書館の利用案内、行事紹介を載せた「図書館通通信」は、館内で配布するとともに、近隣の教育機関へも随時配布しています。

さらに、小学生の一日図書館員体験などにより、図書館を身近に感じてもらえるように努めています。

これらの取組みにより、茨木市の図書館は、大阪府内各市（大阪市を除く）の中でも子どもの本の貸出冊数が一番多くなっています。

充実に向けての取組み

(1) 職員の資質の向上や職員体制を整備します。

子どもの読書サービスを担当する職員の研修を充実させます。

各年代の子どもの読書相談、調べ学習に対応できるよう職員体制を整備します。

(2) 子どもの本を充実させます。

子どもが求める本や資料に気を配り、読み物や調べ学習用資料の一層の充実に図ります。

乳幼児をはじめ、各年代の子どもの対象とする特集コーナーの一層の充実に図ります。

3 図書館における現状と取組み

子どもが使える平易なホームページを作成して、図書館の利用案内や資料紹介を掲載し、子どもの興味・関心が広がるように工夫します。

(3) 職員とボランティアが協働し、より豊かな子どものサービスをめざします。

おはなし会ボランティアをはじめ、子どものサービスへの市民のボランティア参加を呼びかけるとともに、受入れ体制を整備します。

大学生による、図書館活動に関するボランティアを募集し、活動できる場を提供します。

(4) すべての子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

視覚や心身に障害のある子ども、入院・療養中等で図書館の利用が困難な子ども、及び外国人の子どもに対し、資料、施設面での配慮を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

(5) 子どもの読書活動が広がるように各種行事を実施します。

おはなし会・えほんをたのしむ会を、おはなし会ボランティアの協力を得ながら回数を多く実施します。

映画会、おもちゃづくり等の行事を定期的に行い、読書への導入を図ります。

「子ども読書の日」や「子ども読書週間」等にイベントを行い、啓発活動を実施します。

市民に、子どもの読書活動を啓発する特別講演会を実施します。

学校や市民団体等への支援・連携

現 状

図書館の利用促進・読書推進につながるよう、ほとんどの市立小学校からの図書館見学や、市内中学校の職場体験の受入れを行っています。

また、おはなし会実施の要請のある保育所、幼稚園、小・中学校へ、おはなし会ボランティアの派遣を行っています。

さらに、保育所、幼稚園、小・中学校を中心にリサイクル本の譲渡を行い資料の有効活用を図るとともに、家庭・地域文庫や小・中学校等へ1団体につき600冊を上限として、最長6か月間の団体貸出しを実施しています。

3 図書館における現状と取組み

その他、市内の読書会団体に、専用の図書等の貸出しを実施しています。配本車による小・中学校間の資料の相互貸借システムに参加し、学校を通じて、中央図書館の資料を子どもの学習や読書活動に役立てています。

充実に向けての取組み

(1) 学校を支援し、連携します。

中央図書館と学校間の連絡車による資料の貸出しを充実させます。

学校図書館関係者との連絡会議や、インターネットを活用しての情報交換を行います。

小学校入学時に、図書館利用案内を学校を通じて配布し、図書館の利用促進を図ります。

学校へのおはなし会ボランティアの派遣を、より一層推進します。

(2) 地域や市民団体等を支援し、連携します。

家庭・地域文庫、留守家庭児童会、市民団体等への資料の貸出しを充実させます。

子どもの読書に関する市内の団体やボランティアの実態の把握に努め学校や家庭・地域文庫・市民団体等に情報を提供します。

地域で、子どもと読書についての講座を実施します。

地域で、おはなし会活動を広げるため、地域に講師を派遣し、おはなしグループ養成講座を実施します。

(3) 関係機関等と連携します。

子どもの読書活動を推進するため大阪国際児童文学館や市内の大学等関係機関との連携・協力を図ります。

子どもの読書相談、調べ学習に幅広く応じられるよう、関係機関等と連携を深めます。

平成15年度の茨木市立図書館における児童・生徒の貸出冊数

	人口(人)	実利用人数(人)	貸出冊数(冊)	1年間の1人あたりの貸出冊数(冊)
児童(7~12)	15,085	11,678	571,728	48.9
生徒(13~15)	7,233	3,223	106,620	33.0

(CD・ビデオを含む)

4 地域の公共施設等における現状と取組み

現 状

地域は、子どもが様々な人々との関わりの中で学んだり、体験したりする機会を提供する場として、重要な役割を担っています。生涯学習センターや青少年センター等の生涯学習施設は、住民の生活文化の振興や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であることから、子どもの読書活動の推進のうえで、その役割の拡充が期待されています。

青少年センターにおいては、図書コーナーを設け、子どもたちに本を楽しむ機会をつくり、読書についての啓発活動を行っています。

公民館でも、子育てにおける子どもと読書などをテーマにした講座や講演会を行うことがあります。

男女共生センターローズWAMでも、就学前の親子を対象とした「親子であそぼう」等の子育て支援講座の中で、大型絵本の読み聞かせや、パネルシアターなどを行っています。また、市民やローズWAMスタッフ・アシスタントを対象とした講座の中で、子どもの本や、子どもと絵本の出会い等をテーマとし、本に親しむことの大切さを伝えるとともに、絵本の貸出しも実施しています。

市内には、地域で子どもに本の貸出しをする家庭・地域文庫が10団体あり、本の貸出しだけでなく、それぞれにおはなしの語り聞かせや、絵本の読み聞かせ、子どものための各種の催しを行っています。また、家庭・地域文庫の集まりである「茨木文庫連絡会」が、図書館と協力して児童文学講演会や子どもに関する文化講座などを開催しています。学校では、PTAや地域のボランティアによる絵本の読み聞かせや、おはなし会を行っているところもあります。子育てサークルや子ども会でも、読み聞かせなどを取り入れるところが多くなっています。

充実に向けての取組み

- (1) 青少年センターでは、図書コーナーを設け、子どもたちに本を楽しむ機会を提供するとともに、読書を推進する行事を行うよう努めます。
- (2) 生涯学習センターや公民館では、子どもの読書を推進する行事や講座を行うよう努めます。
- (3) 男女共生センターローズWAMでは、今後も公開研修講座や子育て支援講座などにおいて、親子で本とふれあえる機会の充実に努めます。
- (4) 書店の集まりである民間団体等と情報交換を行い、効果的な読書推進活動ができるよう連携・協力していきます。

5 今後の家庭・地域・学校の連携について

充実に向けての取組み

- (1) 子どもの読書推進活動についての効果的な施策の推進を図るため、学校・図書館・市関係課・市民団体等からなる「茨木市子ども読書活動推進連絡会」(以下「推進連絡会」という。)を設置します。
- (2) 「推進連絡会」が中心となり、市内の子どもの読書に関わる各機関・諸団体・ボランティアをはじめとする個人など、相互の情報交換や人的交流を進めます。
- (3) 「推進連絡会」が中心となり、地域社会が啓発活動をはじめとする子どもの読書推進に取り組むよう働きかけるとともに、講演会の講師紹介等の援助や様々な情報提供を行います。

用語解説

はじめに

子ども読書年

国際子ども図書館の開館に合わせて、平成12年(2000年)を子ども読書年としたもの。平成11年(1999年)8月、衆参両議院の議決により制定された。この決議を受けて、国会、行政、民間それぞれが、イベントの開催など様々な取り組みを行った。

物流システム

市内全小・中学校を3ブロックに分け、中央図書館を拠点として、学校間の貸し借りや中央図書館の蔵書の貸出、返却を行う図書を集配作業。ブロック外の学校からも貸出可能。市立中央図書館から各学校へ団体貸出しをする図書の運搬も行っている。

2 ページ

大阪府子ども読書活動推進会議

大阪府内の総合的な子どもの読書活動の推進を図るため、行政関係者、公立図書館・学校図書館関係者、読書活動に取り組む府民グループ等を構成員として設置。同会議では、平成14年(2002年)10月～11月に、府内の小・中学校等、公立図書館、読書ボランティアグループの協力によるアンケートを実施。大阪府子ども読書活動推進計画には、会議における意見を踏まえるとともに、途中段階のアンケート集計内容を反映している。

4 ページ

全国学校図書館協議会

全国各都道府県の学校図書館研究団体及び学校図書館関係者で組織する社団法人。略称、全国SLA。

学校読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で、1954年より小学生(4年生以上)・中学生・高校生を対象に毎年行っている読書調査。子どもの読書に関する長年にわたる定点観測としてのデータであり、毎年10,000人以上の児童生徒を対象に調査している。

一斉読書活動

児童・生徒全員が席について、それぞれが一斉に読書をする時間。始業前の10分から15分程度行われている学校が多い。全員が一斉に行うことにより、本を読むことに抵抗があり、自分からは本を手にとらない子どもも読書の機会を持つことができ、本好きになるきっかけとなっている。また、始業前に短時間でも静寂の中で読書を行うことで、児童・生徒の落ち着きが生まれたという報告もある。

7 ページ

乳幼児健康診査

保健医療センターでは、乳幼児健康診査の中でも4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児を対象に、集団で健康診査を実施している。健康診査の主な内容は、集団指導・身体計測・診察・歯科診察(1歳8か月児、3歳6か月児健康診査のみ)・尿検査(3歳6か月児健康診査のみ)・相談(保健、栄養、心理相談など)である。健康診査の案内については、個別通知を行っている。

絵本だより(保育所)

絵本を読むことの大切さや、各々の年齢の子どものお気に入り絵本、お薦め絵本の内容等を紹介する定期的な配布物。

幼稚園文庫

幼稚園の空き教室、廊下、遊戯室の一部を利用して、園所有の絵本を常設し、子どもが、自由に見たり、読んだりできるようにしている場所と本の総称。

絵本だより(幼稚園)

読み聞かせの楽しさや大切さを知らせたり、子どもに人気のある絵本や新刊書等の紹介などを行う、幼稚園から保護者向けに出される絵本についての定期的な配布物。

8 ページ

親子ふれあいタイム

幼稚園が、親と子が一緒に絵本にふれたり、読み聞かせしたりできることを目的に、日程や曜日等を設定した時間。

未就園児の園舎・園庭開放

幼稚園において、未就園の幼児を対象に、子どもや保護者の交流の場として、また、子育て支援として、園舎や園庭を開放しているもの。

子育てサークル

主に未就園児の親により、自発的・自主的に運営されている子育てグループ。その運営の形はだれがきめるのではなく、集まった親同士が自然につくっている。

9 ページ

司書教諭

12学級以上の規模の学校で発令することとされている。本市では12学級に満たない学校も含めて、市立小・中学校の95%で発令(12学級以上の規模の学校では100%)。司書教諭とは別に、図書館担当教員等を置いている学校も多く、連携・協力し図書館教育推進の中心を担っている。

様々な取組み

- 読書活動を取り入れた授業研究(全教科・道徳・領域・特別活動で)
子どもが主体的に本を読みまたは調べる活動へ向かう授業の工夫
- 日常的に子どもが行う取組みの研究実践
例えば
「読書ノート」読んだ本について絵や文で自由に記録しておくノート。
「読書マラソン」冊数やページ数を累積記録する。
「読書郵便」読んだ本の魅力をお手紙形式で伝え合う。
「お話プレゼント」友だちや異学年の子どもに、1対1で好きな本を読み聞かせる。
「10分間読書」現在のように一斉読書が広がっていなかったときから、朝の時間を中心に短時間の一斉読書を実施。
- 読み聞かせ(パネルシアター、エプロンシアター、アニメーション等の工夫)
- 図書館だよりの発行
- 子どもの図書委員会活動
- 読書感想文、感想画の取組み

茨木市教育研究会

市立幼稚園・小学校・中学校の教育振興を図ることを目的とした研究団体。教職員をもって組織され、幼稚園部会、小学校・中学校各教科部会と教科以外の部会があり、実践的な研究を行っている。

学校図書館を利用した学び方の手引き

平成15年度(2003年度)、教育委員会が茨木市教育研究会図書館部会と協力して作成・発行し、全小・中学校に配布した冊子。児童・生徒が自ら考え学ぶ力を養うために、図書館部会員が研究した、学校図書館を利用した教科や総合的な学習、読書活動のカリキュラム、実践例等を掲載している。

学校図書館ネットワーク事業

市内各小・中学校、中央図書館の蔵書を共有化するシステム。小・中学校の蔵書データが市教育研究所のサーバに収納されており、各学校に設置されているコンピューターで他校の蔵書の情報検索ができる。図書名が不明でも学習テーマを入力するだけで、それに関する市内の全小中学校のデータ一覧が表示される。また、中央図書館の蔵書についてもインターネットで検索可能。必要な図書資料は物流システムにより、借り受けることができる。

学級数に基づく図書館図書整備費の積算額

文部科学省が示す地方交付税の積算に基づく図書整備費のおおよその額。
学級数 ÷ 18 × 440,000円とされている。

10ページ

学校図書館活用活性化モデル校

図書館を利用して、児童・生徒の読書活動を活発にする研究を行う学校。司書教諭、教職員、図書館ボランティアが連携して、図書館環境の整備、子どもを本好きにする手立て等、研究・研修し実践する。

パネルシアター

貼り絵お話のこと。布を巻いた板（パネルボード）に専用の紙（不織布）で作った人形や絵を貼りながら、お話を進めていく。

11ページ

青少年健全育成大会

青少年健全育成運動協議会が各小・中学校区に組織され、住民に幅広くよびかけ、青少年育成運動に対する理解と関心を高めるとともに、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」と「見守ろう わが子 ひとの子 みんなの子」の標語のもとに、青少年が「生きる力」を身につけ、豊かな人間性を育み、家庭のあり方を問い直すことを確認できる大会を開催している。

12ページ

移動図書館

自動車に図書館資料を積み、固定の図書館から離れている地域を中心にステーションを設け、定期的に巡回をして、貸出しやレファレンスなどの図書館サービスを提供している図書館。茨木市では、昭和49年(1974年)10月に開始し、現在では市内23か所を巡回している。

茨木市立図書館資料収集方針

市民が必要とし市民の知的関心を刺激する多様な資料を、図書館の責任において豊富に備える必要があるということから、平成8年(1996年)に定められた。

図書館通信

児童室が定期的に、発行している本の紹介リスト「おもしろい本みつけた」や不定期に発行している行事・本のリストである。

小学生の一日図書館員体験

毎年、夏休みに小学生を対象に行う、図書館職場体験である。午下が低学年、午後が高学年、約5名ずつ児童室のカウンターや本の整理などを体験する。

おはなし会

児童・幼児に民話、創作読物のおはなしや読み聞かせを行う会。

13ページ

おはなし会ボランティア

昭和48年(1973年)から、茨木市立図書館の本館(現中条図書館)で活動を始め、以来30年近くおはなし会活動を継続し、実施している。現在は6分室でおはなし会活動を実施。依頼があれば、小学校や保育所でも行っている。

えほんをたのしむ会

図書館職員が、図書館のおはなし室で絵本や紙芝居の読み聞かせを行う会。

子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を子ども読書の日としている。平成13年(2001年)12月12日、公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められている。

子ども読書週間

昭和34年(1959年)に第1回が実施されている。4月23日～5月12日の期間。子どもに、よい本や、よい雑誌に親しむことをすすめる、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけようとする機会として設けられた。

家庭・地域文庫

地域住民の運営による、私設の図書室。利用対象は主に子どもで、本の貸出しなどを行い、子どもと本の出会いの場を作っている。文庫には、個人が自宅を開放し活動している家庭文庫と、地域住民の有志や子ども会などが世話人となり、地域の自治会館や公民館などで活動している地域文庫がある。

留守家庭児童会

保護者が就労等により、放課後家庭に不在の小学校1年～3年生の児童のうち、希望者を対象として学校の敷地内に専用教室を設け、遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

公開研修講座

事業・情報・保育・舞台・相談の各グループのスタッフが中心になって、業務に関する内容を企画し、各グループの5回の研修のうち、3回を一般市民に開放し、男女共同参画社会等について一緒に考えてもらう内容の講座として行っている。

子育て支援講座

「親子でたのしく遊ぼう」や「お父さんといっしょにたのしく遊ぼう」など、親子が一緒に参加し、楽しく遊んでもらう場の提供を行っている。

茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市の子ども読書活動の推進に関する計画(以下「子ども読書活動推進計画」という。)を策定するため、茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 子ども読書活動推進計画案の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に係る調査、研究に関すること。

(委員)

第3 委員は、別表に掲げる課及び施設の長の職にある者をもって充てる。

(委員長等)

- 第4 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6 委員会に、子どもの読書に係る専門事項について調査及び研究を行わせるため、部会を置く。
- 2 部会は、別表に掲げる課及び施設に所属する職員をもって組織し、当該所属長の推薦により、委員長が指名する。
 - 3 部会に座長及び副座長各1人を置き、部会員の互選により定める。
 - 4 部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部中央図書館において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月23日から実施する。

別表

健康福祉部	児童福祉課 保健医療課
人権部	男女共同参画課
教育委員会 管理部	教育総務課
学校教育部	学校人権教育課 教育研究所
生涯学習部	市民学習課 青少年課 中央図書館

子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

茨木市子ども読書活動推進計画 —子どもと本の出会いのために—

平成17年(2005年)3月

発行 茨木市

編集 茨木市立中央図書館

〒567-0028 大阪府茨木市畑田町1番51号

TEL 072-627-4129 FAX 072-627-7936

URL <http://www.lib.ibaraki.osaka.jp>
